

地方自治法第233条第1項の規定により、令和4年度開成町一般会計歳入歳出決算、同国民健康保険特別会計歳入歳出決算、同介護保険事業特別会計歳入歳出決算、同給食事業特別会計歳入歳出決算、同後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算、同駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり調製したので証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書をあわせて提出します。

令和5年7月7日

開成町長 山神 裕 殿

開成町会計管理者 石井 直樹

令和4年度開成町一般会計歳入歳出決算、同国民健康保険特別会計歳入歳出決算、同介護保険事業特別会計歳入歳出決算、同給食事業特別会計歳入歳出決算、同後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算、同駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書を添えて開成町会計管理者より提出されたので、地方自治法第233条第2項の規定により監査委員の審査を求めます。

令和5年7月12日

開成町監査委員 田中 章 殿

開成町監査委員 吉田 敏郎 殿

開成町長 山神 裕

令和４年度開成町一般会計及び特別会計決算審査意見書

地方自治法第２３３条第２項の規定により令和４年度開成町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算、並びに同法第２４１条第５項の規定により令和４年度基金の運用状況を審査した結果、次のとおり意見を提出する。

１ 審査した事務及び事業の関係書類、決算書、帳簿証書等

- (１) 令和４年度開成町一般会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び関係帳簿、証書類
- (２) 令和４年度開成町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び関係帳簿、証書類
- (３) 令和４年度開成町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び関係帳簿、証書類
- (４) 令和４年度開成町給食事業特別会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び関係帳簿、証書類
- (５) 令和４年度開成町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び関係帳簿、証書類
- (６) 令和４年度開成町駅前通り線周辺地区土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び関係帳簿、証書類
- (７) 令和４年度基金の運用状況に関する関係帳簿、証書類

２ 審査の期日

令和５年７月１２日から令和５年８月２日まで（７日間）

３ 審査の方法

令和４年度開成町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書、財産に関する調書、実質収支に関する調書、基金の運用状況に関する調書及び関係諸表を基に各所属からの説明を徴し、決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行が適正に行われていたかどうか審査した。

４ 審査の結果

令和４年度開成町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の計数は正確であると認められる。

また、決算及び予算の執行等に関する意見は次のとおりである。

(１) 決算収支について

一般会計の歳入総額から歳出総額を差し引いた額は、４億８千５５４万１千円であり、実質収支額（翌年度に繰越すべき財源を差し引いた額）は、４億６千５４４万１千円の黒字となった。また、財政調整基金を取り崩した影響額を除いた実質単年度収支額は、２億６千２６１万８千円の赤字となったものの、この赤字額は、財政調整基金の年度末在高から見ても、大きな影響を及ぼすことはなく、問題のない財政状況にあると言える。

なお、各特別会計の実質収支額についても、良好な財政状況にある。

(２) 歳入・歳出について

① 歳入

町民税（個人）は、人口増等により増収となったが、町民税（法人）は、主要法人の影響により減収となった。固定資産税は、みなみ地区等での順調な住宅建設により増収となったものの、町税全体では、前年度比で２．９％の減となった。

徴収状況について、町民税（個人）では、新型コロナウイルス感染症の影響も少なく、継続した徴収努力の成果として徴収率は９９．５％と前年度より向上した。また、町税の各税目の収入未済額（翌年度へ繰り越す滞納額）は前年度から減少し、町税全体でも減少している。

② 歳出

ア 新型コロナウイルス感染の拡大防止対策として、前年度に引き続き、ワクチン接種や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用し、プレミアム付商品券事業、キャッシュレス決済ポイント還元、口座振替WEB申込システム導入、福祉会館トイレ洋式化工事、園・学校給食費保護者負担軽減事業等に取り組んだ。

イ 地域防災計画を改定したことに伴い、防災ガイドを全面改訂し、全戸に配付した。

このガイドは、見やすく、わかりやすくコンパクトにまとめることにより、各家庭や地域における自助・共助の取組みの促進や防災意識の更なる向上を図った。

ウ 議会の新たな広報の取組みとして、開成町議会独自でウェブサイトを開設した。

「読む広報から見る広報」へとするため、多様な動画を取り入れ、キッズページを設けるなど、町民の議会への関心を高める取組みを進めた。

(3) 財産について

土地、建物の管理・運用は適切である。現金（預貯金を含む。）及び有価証券の現在高が帳簿と一致しており、その管理は適切である。

(4) 基金の運用状況について

18の基金のうち、積み立てを行ったのは、公共施設整備基金、森林環境譲与税基金、まち・ひと・しごと創生基金、介護保険財政調整基金など9基金である。また、取り崩しを行ったのは、財政調整基金、学校校舎等整備基金、あしがり郷瀬戸屋敷基金など4基金である。

基金現在高は、将来の財政需要に備えるため、公共施設整備基金で1億円、まち・ひと・しごと創生基金で100万1千円の増となったが、事業（目的）を遂行するため、財政調整基金で1億9993万5千円、学校校舎等整備基金で1千500万円の減となったことにより、基金全体では前年度比で1億124万7千円の減となった。

なお、基金の管理・運用は適切で、基金の現在高は収支の金額と一致している。

令和5年8月2日

開成町長 山神 裕 様

開成町監査委員 田中 章

開成町監査委員 吉田 敏郎

令和4年度開成町公営企業会計決算（水道事業会計及び下水道事業会計）を証書類、事業報告書、収益費用明細書、資本的収支明細書、固定資産明細書及び企業債明細書等を添えて提出しますので、地方公営企業法第30条第2項の規定により、監査委員の審査を求めます。

令和5年6月29日

開成町監査委員 田中 章 殿

開成町監査委員 吉田 敏郎 殿

開成町長 山神 裕

令和4年度開成町企業会計決算審査意見書

地方公営企業法第30条第2項の規定により令和4年度開成町企業会計（水道事業会計及び下水道事業会計）を審査した結果、次のとおり意見書を提出する。

1 審査した決算書及び帳簿証書類

- (1) 令和4年度水道事業会計決算書及び令和4年度下水道事業会計決算書
（決算報告書、損益計算書、剰余金計算書及び貸借対照表）
- (2) 令和4年度水道事業会計決算付属資料及び令和4年度下水道事業会計決算付属資料
（事業報告書、収益費用明細書、資本的収支明細書、固定資産明細書及び企業債明細書等）
- (3) 令和4年度企業会計関係帳簿及び証書類

2 審査の期日

令和5年6月29日

3 審査の方法

水道事業会計及び下水道事業会計の各決算書、損益計算書、剰余金計算書及び貸借対照表、並びに決算付属資料の事業報告書、収益費用明細書、資本的収支明細書、固定資産明細書及び企業債明細書等を基に、各所属からの説明を徴し、経営状況、財政状況及び決算計数の適正を審査した。

4 審査の結果

水道施設では、新型コロナウイルス感染症の影響による更新機器の部品不足により、開成駅前公園緊急遮断弁更新工事については令和5年度に繰り越したものの、県道78号横断配水管更新工事や町道235号線支障配水管布設替工事など、各種工事については計画に沿って適正に執行されていた。

営業収益では、新型コロナウイルス感染症対策、エネルギー価格や物価高騰に対する町民の生活や経済活動支援策として、上・下水道使用料を2期分（4ヶ月）減免する措置を実施したことから、給水収益（水道使用料）は前年度比14.3%減の1億6千130万7千円、下水道使用料は前年度比7.4%減の2億1千566万5千円となっている。

なお、減免措置による減収分については、一般会計から4千298万6千円補填されている。

一方、令和4年度の未処分利益剰余金は、水道事業で1億4千489万1千円、下水道事業で8千672万6千円となっている。

水道事業会計及び下水道事業会計の決算書及び決算付属資料は、事業の経営状況及び財政状況を適正に表示されており、決算計数は正確である。

今後とも、事業収益や使用料収入の状況を踏まえ、計画的な経営に取り組まれない。

令和5年8月2日

開成町長 山神 裕 様

開成町監査委員 田中 章
開成町監査委員 吉田 敏郎